

低炭素建築物新築等認定手数料表

宇治市建築指導課
平成28年4月1日

低炭素建築物新築等認定手数料			手数料 (単位:円)	
用途	評価方法	床面積(m ²)	事前審査あり	事前審査なし
非住宅建築物	標準入力法等	0 超 ~ 300 未満	10,000	233,000
		300 以上 ~ 2,000 未満	28,000	376,000
		2,000 以上 ~ 5,000 未満	82,000	537,000
		5,000 以上 ~ 10,000 未満	130,000	661,000
		10,000 以上 ~ 25,000 未満	164,000	781,000
		25,000 以上 ~ 50,000 未満	205,000	891,000
		50,000 以上	287,000	1,111,000
	モデル建物法	0 超 ~ 300 未満	10,000	89,000
		300 以上 ~ 2,000 未満	28,000	149,000
		2,000 以上 ~ 5,000 未満	82,000	242,000
		5,000 以上 ~ 10,000 未満	130,000	315,000
		10,000 以上 ~ 25,000 未満	164,000	379,000
		25,000 以上 ~ 50,000 未満	205,000	444,000
		50,000 以上	287,000	576,000
戸建	性能基準	0 超 ~ 200 未満	5,000	35,000
		200 以上	5,000	39,000
0 以上 ~ 300 未満		10,000	71,000	
300 以上 ~ 2,000 未満		21,000	118,000	
2,000 以上 ~ 5,000 未満		46,000	201,000	
5,000 以上 ~ 10,000 未満		82,000	287,000	
10,000 以上 ~ 25,000 未満		123,000	556,000	
25,000 以上 ~ 50,000 未満		187,000	987,000	
50,000 以上		284,000	1,818,000	

- 1 登録住宅性能評価機関等において事前に技術審査を行ったものは「事前審査あり」、行っていないものは「事前審査なし」欄の手数料を設定
- 2 変更認定 ... 変更に係る部分の床面積の1/2 + 増加部分の床面積の合計の床面積で上表を適用
- 3 性能向上計画認定については、共同住宅において住棟全体又は住戸毎の認定が可能
住戸単位での認定を行う場合は、各住戸毎に戸建の面積表を用いて手数料額を算定
- 4 住宅・非住宅の複合用途の場合は、各用途の面積により算出した手数料の合計額とする